随意契約 • 比較見積書省略理由

本工事は、大阪府立高等学校教育環境改善事業において当該事業の受託者である大阪スクールアメニティサービス株式会社が設置した空気調和設備について、府立高等学校の大規模改修工事を行うに際して支障となる校内電柱を移設、再設置するものである。

また本工事は、

- ・設備(電柱及び柱状トランス)の設置にあたっては、当該事業契約時に総括提案書を通じて大阪スクールアメニティサービス株式会社より提案のあったものであり、その所有権は、受託者にあること
- ・当該事業において、設置されている空気調和設備が、生徒に 快適な教育環境を提供することが受託者の責務であるとされて いること

から、今回の校内電柱の移設及び再設置等については、当該事業 の受託者である大阪スクールアメニティサービス株式会社以外の者 は実施できない。

以上のことから、大阪スクールアメニティサービス株式会社より 見積書を徴し、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に より比較見積書の徴取を省略することとし、その結果が予算及び予 定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に基づき、随意契約を締結する。